



# 小沢元代表に無罪

## 東京地裁判決

# 政局への影響必至

資金管理団体「陸山会」の土地購入をめぐる、政治資金規正法違反罪で強制起訴された民主党元代表、小沢一郎被告(69)に、東京地裁の大善文男裁判長は26日、無罪(求刑禁錮3年)の判決を言い渡した。与党最大グループを率いる元代表が無罪と判断されたことは、今後の政局に大きな影響を与える。検察審査会の議決を受けた起訴では2例目の判決で、政治家では初。1例目に続く無罪判決で強制起訴制度の見直しを求める声も高まりそうだ。

元代表は「全て秘書任せだった」と全面無罪を主張。収支報告書を作成した石川知裕衆院議員(38)ら元秘書3人と、土地取得のために自ら提供した4億円などについて、虚偽記入を共謀したことが最大の争点だった。石川議員が元代表との間の「報告、了承」を認め

めた供述調書は違法な取り調べを理由に証拠から排除されており、元代表の関与をうかがわせる状況証拠や、法廷証言の評価が注目されていた。検察官役の指定弁護士は公判で「元秘書が元代表の指示、了解なしに自らの判断だけで虚偽記入をすることはなく、共謀は明らかだ」と主張。弁護側は虚偽記入自体を否定した上で「共謀を推認させる事実関係は一つもない」と反論。「虚偽の捜査報告書が検審に提出されており起訴議決は無効」として公訴棄却も求めていた。

陸山会事件 2004年10月に陸山会が取得した秘書寮用地の購入費をめぐり一連の収支報告書に虚偽記入があったとして、東京地検特捜部は10年1月、石川知裕衆院議員ら小沢一郎民主党元代表の元秘書3人を逮捕、後に政治資金規正法違反罪で起訴した(一審有罪、控訴)。元代表は嫌疑不十分で不起訴となったが、東京第5検察審査会は元秘書と共謀があったと判断。2度の議決を経て、検察官役の指定弁護士が昨年1月に強制起訴した。



東京地裁に入る民主党の小沢元代表は26日午前9時30分